

平成28年11月20日

## ケアプラン作成に係る注意事項について

### 注意事項

#### 1. 短期入所生活介護利用時の福祉用具貸与について

原則、福祉用具貸与は居宅での利用が想定されているため、居宅以外で利用した場合は算定できません。また、当該サービスを提供している事業所等での福祉用具の貸与は、報酬に含まれていると考えるため、通常は事業所等が用意します。

そのため、居宅で使用していた福祉用具を事業所等に持ち込むことは想定されておりません。

ただし、居宅で福祉用具を利用しており、数日間事業所等を利用した場合、一度福祉用具を返却し、退所後、再度搬入することが非常に不合理であることから、自宅に福祉用具を置いたままで、利用がない期間が一時的にあっても貸与費の算定は認められています。

#### 2. 訪問介護の初回加算について

訪問介護事業所が初回加算を算定する際にも算定要件を満たしているか、居宅介護支援業務としても確認してください。

<初回加算について>

訪問介護事業所において、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、

サービス提供責任者が

初回もしくは初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った場合

又は

当該訪問介護事業所のその他の訪問介護員等が

初回もしくは初回の訪問介護を行った日の属する月にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数（200単位）を加算する。

### ○新規について

利用者が過去2か月間（暦月）に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定できません。

→過去2か月間（暦月）とは、初回加算を算定しようとする月から見て、前月と前々月に当該訪問介護事業所から訪問介護の提供があったかどうかで判断します。

#### 例1：算定可能

1 1 / 5 訪問介護 → 1 2、1 月算定なし → 2 / 4 訪問介護 2 月初回加算算定可

#### 例2：算定不可

1 1 / 5 訪問介護 → 1 2 月 算定なし → 1 / 5 訪問介護 1 月初回加算算定不可

### ○訪問介護計画の作成について

当該指定訪問介護事業所が訪問介護計画を作成し、利用者及び家族に同意を得ている必要があります。

### ○サービス提供責任者の訪問について

サービス提供責任者が訪問介護に同行した場合は、その旨の記録が必要です。

なお、同行した場合において、当該サービス提供責任者は、訪問介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではありません。利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れたとしても、算定は可能です。

#### <訪問介護事業所が初回加算を算定するには…>

- ・新規の利用者であること。
- ・訪問介護計画の作成し、利用者の同意を得ていること。
- ・サービス提供責任者が初回又は同月内のサービス提供時に訪問し、その旨の記録があること。

→これらの要件をすべて満たしているか確認してください。

### 3. 住宅改修の支給限度基準額について

住宅改修の支給限度基準額は原則被保険者1人に対して20万円までです。20万円を超えた工事費用に関しては、全額自己負担となります。

初めての住宅改修着工日の「要介護等状態区分」と比較して「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合は、例外的に改めて支給限度基準額20万円までの住宅改修費の支給を受けることができます。(この例外は、同一被保険者に対して1回のみ適用されます。)

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護 旧要支援

#### ○要介護区分が3段階以上あがる場合

初めての住宅改修着工日の要介護等状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護等状態区分
要支援1 又は 経過的要介護 旧要支援	要介護3 要介護4 要介護5
要支援2 又は 要介護1	要介護4 要介護5
要介護2	要介護5

#### 【お問い合わせ先】

佐倉市役所

高齢者福祉課 介護給付班

TEL : 043-484-6174

FAX : 043-486-2503

Email : kaigo@city.sakura.lg.jp